

○国土交通省告示第五十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の五第二項及び第二百二十九条の八第二項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件の一部改正）

第一条 用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターの籠の積載荷重を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の五第二項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じた籠の積載荷重（単位 ニュートン）は、当該各号に定める数値とする。

一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターの籠の面積をトランクの面積を除いた面積として、令第二百二十九条の五第二項の表に基づき算定した数値

イ（略）

ロ 籠の他の部分とトランクの床面の段差が十センチメートル以下であること。

ハ（略）

ニ 籠の奥行き（トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。）が二メートル以下であり、かつ、トランク部分の奥行きが籠の奥行きの二分の一以下であること。

二 フォークリフトその他の籠に荷物を積み込む機械（以下「フォークリフト等」という。）が籠への荷物の積み込み時に籠に荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの

イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重（荷物の積み込み時に籠にかかる荷重に限る。）を加えたものを一・五で除した数値

ロ（略）

三 昇降行程が十メートル以下で、かつ、籠の床面積が一・三平方メートル以下のエレベーター 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

改正前

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の五第二項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重（単位 ニュートン）は、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターのかごの面積をトランクの面積を除いた面積として、令第二百二十九条の五第二項の表に基づき算定した数値

イ（略）

ロ かごの他の部分とトランクの床面の段差が十センチメートル以下であること。

ハ（略）

ニ かごの奥行き（トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。）が二メートル以下であり、かつ、トランク部分の奥行きがかごの奥行きの二分の一以下であること。

二 フォークリフトその他のかごに荷物を積み込む機械（以下「フォークリフト等」という。）がかごへの荷物の積み込みにかごに荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの

イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重（荷物の積み込みにかごにかかる荷重に限る。）を加えたものを一・五で除した数値

ロ（略）

三 昇降行程が十メートル以下で、かつ、かごの床面積が一・一平方メートル以下のエレベーター 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

四 昇降行程が二十メートル以下で、かつ、籠の床面積が一・三平方メートル以下の住宅、下宿又は寄宿舎に設けるエレベーター 床面積一平方メートルにつき二千五百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

五〇七 (略)

四 昇降行程が二十メートル以下で、かつ、かごの床面積が一・三平方メートル以下の住宅、下宿又は寄宿舎に設けるエレベーター 床面積一平方メートルにつき二千五百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

五〇七 (略)

(エレベーターの制御器の構造方法を定める件)

第二条 エレベーターの制御器の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 籠を主索で吊るエレベーター又は籠を鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 籠を主索で吊るエレベーターにあつては、籠に積載荷重の一・二五倍（平成十二年建設省告示第四百十五号第二号に規定するフォークリフト等が籠の停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、一・五倍、同告示第三号に掲げるエレベーターのうち籠の床面積が一・一平方メートルを超えるものにあつては、一・七五倍）の荷重が加わつた場合においても籠の位置が著しく変動しないものとする。ただし、籠の停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあつては、この限りでない。

二 籠又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。

三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。

イ 籠又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、籠を昇降させないものであること。

ロ 建築基準法施行令第二百二十九条の七第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、籠を昇降させるものであること。

四 籠内及び籠の上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、籠の上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。

改正前

第一 かごを主索で吊るエレベーター又はかごを鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 かごを主索で吊るエレベーターにあつては、かごに積載荷重の一・二五倍（平成十二年建設省告示第四百十五号第二号に規定するフォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、一・五倍）の荷重が加わつた場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあつては、この限りでない。

二 かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。

三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。

イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。

ロ 建築基準法施行令第二百二十九条の七第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。

四 かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。

できる。

イ (略)

ロ 籠に天井がないエレベーター

第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一 籠の停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。

二・三 (略)

ことができる。

イ (略)

ロ かごに天井がないエレベーター

第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かごの停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。

二・三 (略)

附 則

この告示は公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二第一項第一号及び第五号並びに第五項並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第二項、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第六条の二の三第一項の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件の一部改正）

第一条 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーター

の勾配に⁵応じた階段の定格速度を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

一・二（略）

三 エスカレーターの手すりの上端部（以下「ハンドレール」という。）の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあつては、交差部固定保護板を次のように設けること。

イ 交差部の下面に設けること。

ロ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、ハンドレールの上面から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。

ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

四 交差部可動警告板を設ける場合にあつては、前号イ及びハの規定によるほか、次のとおりとすること。

イ 端は厚さ三ミリメートル以上の角がないものとし、ハンドレールを乗り越えない構造とすること。

ロ 前縁は直径五十ミリメートル以上の円筒形とすること。

改正前

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーター

の勾配に⁵応じた階段の定格速度を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

一・二（略）

三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあつては、保護板を次のように設けること。

イ 交差部の下面に設けること。

ロ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。

ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

（新設）

- 五 転落防止柵を設ける場合にあつては、ハンドレールの外側と転落防止柵とのすき間は、百六十ミリメートル以上で、かつ、二百ミリメートル以下とすること。ただし、周囲の状況により安全上支障がない場合にあつては、この限りでない。
 - 六 誘導柵を設ける場合にあつては、ハンドレールの外側と誘導柵とのすき間は、百六十ミリメートル以上とすること。
 - 七 進入防止用仕切板を設ける場合にあつては、外側板と進入防止用仕切板とのすき間は、百ミリメートル以下とし、ハンドレールの下面と進入防止用仕切板とのすき間は、二十五ミリメートル以上とすること。
 - 八 登り防止用仕切板を設ける場合にあつては、ハンドレールの下面と登り防止用仕切板とのすき間は、二十五ミリメートル以上とすること。
 - 九 階段から鉛直距離二千ミリメートル以内に障害物を設けないこと。
- 第二 令第二百二十九条の十二第一項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、当該各号に定める速度とする。
- 一 勾配が八度以下のもの 五十メートル
 - 二 勾配が八度を超え三十度（階段が水平でないものにあつては十五度）以下のもの 四十五メートル

- (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
- 第二 令第二百二十九条の十二第一項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。
- 一 勾配が八度以下のもの 五十メートル
 - 二 勾配が八度を超え三十度（階段が水平でないものにあつては十五度）以下のもの 四十五メートル

(エスカレーター)の制動装置の構造方法を定める件の一部改正)

第二条 エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千四百二十四号)
の)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

一 建築基準法施行令第二百二十九条の十二第一項第三号から第五号までの基準に適合するエスカレーターの制動装置であること。
 二 次のイからホまで（勾配が十五度以下で、かつ、階段と階段の段差（階段の勾配を十五度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。）が四ミリメートル以下のエスカレーターにあつては、二を除く。）に掲げる状態を検知する装置を設けること。

イ ホ（略）
 ハンドレールが停止した状態

三 前号イからホまでに掲げる状態が検知された場合において、上昇している階段の何も乗せない状態での停止距離を次の式によって計算した数値以上で、かつ、勾配が十五度を超えるエスカレーター又は階段と階段の段差が四ミリメートルを超えるエスカレーターにあつては、〇・六メートル以下とすること。

$$S = \frac{V^2}{9,000}$$

この式において、S及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

S 階段の停止距離（単位 メートル）
 V 定格速度（単位 毎分メートル）

改正前

一 建築基準法施行令第二百二十九条の十二第三号から第五号までの基準に適合するエスカレーターの制動装置であること。
 二 次のイからホまで（勾配が十五度以下で、かつ、階段と階段の段差（階段の勾配を十五度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。）が四ミリメートル以下のエスカレーターにあつては、二を除く。）に掲げる状態を検知する装置を設けること。

イ ホ（略）
 （新設）

三 前号イからホまでに掲げる状態が検知された場合において、上昇している階段の何も乗せない状態での停止距離を次の式によって計算した数値以上で、かつ、勾配が十五度を超えるエスカレーター又は階段と階段の段差が四ミリメートルを超えるエスカレーターにあつては、〇・六メートル以下とすること。

$$S = \frac{V^2}{9,000}$$

この式において、S及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

S 階段の停止距離（単位 メートル）
 V 定格速度（単位 毎分メートル）

（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第三条 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

		三 中 間 部		(略)	別表第五		改正後	
(二) ～ (七)	(一)				(イ) 検査項目			
(略)	(略)	ハンドレール駆動装置			(ロ) 検査事項	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況		
		ハンドレール駆動装置摺動部の摩耗の状況(狭圧式のものに限る。)	駆動鎖の給油の状況		(ハ) 検査方法	目視及び聴診により確認する。		
		目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	(ニ) 判定基準	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。 給油が適切でないこと。 著しい摩耗があること。			

		三 中 間 部		(略)	別表第五		改正前	
(二) ～ (七)	(一)				(イ) 検査項目			
(略)	(略)	ハンドレール駆動装置			(ロ) 検査事項	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況		
		目視及び聴診により確認する。	目視により確認する。		(ハ) 検査方法			
		スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。		(ニ) 判定基準				

五 安全 対策		四 安全 装置	
(二)	(一)	(七)	(一)～(六)
転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		ハンドレール停止検出装置	(略)
ハンドレールと転落防止柵とのすき間		作動の状況	平成十二年建設省告示第千四百二十四号第二号への規定に適合しないこと又は作動しないこと。
ハンドレールの外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲		ハンドレール停止を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	
ハンドレールの外縁と誘導柵とのすき間が百六十ミリメートル未満であること。		ハンドレールの外縁と転落防止柵とのすき間が百六十ミリメートル未満であること又は二百ミリメートルを超過していること。	
ハンドレールと誘導柵とのすき間		ハンドレールの外縁と誘導柵とのすき間が百六十ミリメートル未満であること。	

五 安全 対策		四 安全 装置	
(二)	(一)	(七)	(一)～(六)
転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		ハンドレール停止検出装置	(略)
ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間		作動の状況	作動しないこと。
ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を視により確認し又は測定する。		ハンドレール停止を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	
ハンドレールの外縁と誘導柵とのすき間が百四十ミリメートル未満であること又は二百ミリメートルを超過していること。		ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が百四十ミリメートル未満であること又は二百ミリメートルを超過していること。	
ハンドレールと誘導柵とのすき間		ハンドレールの外縁と誘導柵とのすき間が百四十ミリメートル未満であること。	

(略)	ハンドレールから仕切板までの距離	外側板と進入防止用仕切板とのすき間	
	ハンドレールの外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は距離を測定する。	ハンドレールの外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は測定する。
	ハンドレールの下面から仕切板までの距離が二十五ミリメートル未満であること。	外側板と進入防止用仕切板とのすき間が百十ミリメートルを超えていること。	外側板と進入防止用仕切板とのすき間が百十ミリメートルを超えていること。

(略)	ハンドレールから仕切板までの距離	外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間	
	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は距離を測定する。	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は測定する。
	ハンドレールから仕切板までの距離が五十ミリメートル未満であること又は百五十ミリメートルを超えること。	外側板又は建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が百ミリメートルを超えていること。	外側板又は建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が百ミリメートルを超えていること。

(六)	(五)	(四)	(三)
(略)	交差部可動 警告板	(略)	落下物防止 網
(略)	取付けの状 況		破損の状況
	目視及び触 診により確 認し又は設 置寸法を測 定する。		ハンドレ ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル 以内の範囲 を目視によ り確認する 。
	平成十二年建 設省告示第千 四百十七号第 一第四号の規 定に適合しな いこと又は取 付けが堅固で ないこと。		破損している こと。

(六)	(五)	(四)	(三)
(略)	交差部可動 警告板	(略)	落下物防止 網
(略)	取付けの状 況	設置の状況	破損の状況
	目視及び触 診により確 認する。	目視により 確認し又は 測定する。	ハンドレ ルの外縁あ るいは先端 から周囲五 百ミリメ ートル以内の 範囲を目視 により確認 する。
	取付けが堅固 でないこと。	可動警告板が 厚さ三ミリメ ートル未満、 前縁の円筒部 が直径五十ミ リメートル未 満又は円筒部 がハンドレ ルを乗り越え ること。	破損している こと。

(略)	(八)	(七)
	(略)	登り防止用 仕切板
		設置の状況
		目視により 確認し又は 測定する。
ハンドレールの 下面から仕 切板までの距 離が二十五ミ リメートル未 満であること		

(略)	(八)	(七)
	(略)	設置の状況
		目視により 確認し又は 測定する。
		ハンドレール から仕切板ま での距離が五 十ミリメート ル未満である こと。

附 則

この告示は令和六年四月一日から施行する。